

ながぎんコミュニティープラザ利用規約

第1条 (利用施設)

1 当施設は、株式会社長野銀行が使用を認めたもの限り、使用ができるものとする（以下、当施設を利用するものを「利用者」と呼ぶ。）。この場合、株式会社長野銀行と利用者との間に、返還期限を定めた使用賃貸借契約が成立する（以下、「本契約」という。）。ただし、利用者は施設利用について株式会社長野銀行が退去を求めた際は、返還時期前であっても、速やかにこれに応じなければならない。この場合、株式会社長野銀行は利用者に対し事前に通知するものとする。

2 利用者は本施設の共同使用部分を本施設利用規約（以下、「規約」という。）に基づき、他の利用者とともに善良なる管理者の注意を持って利用するものとする。株式会社長野銀行は自らの裁量に基づき規約を変更することが出来る。

第2条 (契約の性質)

株式会社長野銀行および利用者は、本契約が施設利用契約であり、利用者が株式会社長野銀行および第三者に対して本施設の占有権・借家権・賃借権・その他通常の建物賃貸借契約によって発生するいかなる権利も主張することが出来ないことを確認する。

第3条 (利用目的および利用内容)

利用者は利用施設を一時使用の施設としてのみ利用するものとし、その利用内容はながぎんコミュニティープラザ利用申込書（以下、「利用申込書」という。）に記載したものに限り、利用内容に変更がある場合、利用者は予め株式会社長野銀行に対して書面で報告しなければならない。株式会社長野銀行は、かかる変更の項目がないにもかかわらず利用者の業種が利用申込書と異なる場合、または報告された変更の内容が本施設の利用に不適切と判断した場合には、利用者に対し何等の催告を要せず本契約を解除することが出来る。また、利用者はいかなる場合においても本施設の名称「ながぎんコミュニティープラザ」を利用者の事業に関係して使用することが出来ない。

第4条 (施設利用契約期間および施設利用時間)

- 1 契約の期間は利用申込書のとおり（以下、「本契約期間」という）とする。
- 2 最短契約期間は1日、最長契約期間は本契約期間を含め1ヶ月とする。
- 3 前項に定める最長契約期間を満了した際は本契約は終了し、自動更新はしないものとする。
- 4 施設の利用時間は、利用申込書に記載された時間内とし、延長は認められない。

第5条 (利用資格の譲渡)

利用資格の全部または一部を譲渡もしくは貸与することは出来ないものとする。

第6条 (料金)

本施設の利用料金は無料とする。

第7条 (期間内解約)

利用者は本契約期間中、本契約を解約しようとする場合は解約の日より1週間前迄に株式会社長野銀行に対し書面によりその予告をしなければならない。

第8条 (契約の解除)

1 株式会社長野銀行は、利用者において次の各号の一つに該当する行為または事実があった場合、利用者に対し何等の催告を要せず本契約を即時に解除することができる。

- (1) 前号を除く本契約の一つにでも違背したとき
 - (2) 監督官庁より営業停止または免許もしくは登録の取り消し処分を受けたとき
 - (3) 合併によらないで解散したとき
 - (4) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第2条に定める通知、手形交換所の取引停止処分もしくは公租公課の滞納その他の滞納処分を受け、またはこれらの申立処分、通知を受くべき事由が生じたとき
 - (5) 支払停止・支払不能もしくは債務超過の状態に陥りまたは破産、会社更生手続および民事再生手続(本契約締結後に改定もしくは制定されたものを含む。)の申立て原因を生じ、またはこれらの申立てを受け、もしくは自らこれらの申立てをしたとき
 - (6) 株式会社長野銀行の信用を著しく失墜させる行為をしたとき
 - (7) 利用者または利用者の代理人・使用人または実質的に経営権を有するものが暴力団等反社会的勢力関係者であると判明したとき
 - (8) 利用者またはその代理人・使用人・請負人・訪問者・顧客・その他利用者の関係者が本施設の通常の使用範囲を逸脱する行為を行ったとき
 - (9) 利用施設およびその他付帯する施設、または機材や共有部分を汚損、破損または滅失したとき
 - (10) 犯罪行為に関連する行為もしくは公序良俗に違反するような行為を行い、あるいは幫助したとき
 - (11) 本契約第16条による届出等、株式会社長野銀行に対する届出に虚偽があったとき
 - (12) その他利用者の信用が著しく失墜したと株式会社長野銀行が認めたとき
- 2 本契約後、前項により本契約が解除された場合、株式会社長野銀行が被った実損害がある場合は、株式会社長野銀行は利用者に対し損害賠償額を請求できるものとする。

第9条 (契約の終了)

- 1 天災地変その他の不可抗力により、本施設の全部または一部が滅失もしくは毀損して使用が不可能になった場合、本契約は終了する。
- 2 前項により株式会社長野銀行または利用者が被った損害については相手方は何等の責も負わない。
- 3 本契約第4条第2項に定める最長契約期間をもって本契約は終了する。

第10条 (明け渡し)

- 1 原因の如何を問わず本契約が終了したときは、利用者は次の各号の定めに従い利用施設を明け渡すこととする。
 - (1) 利用者は期間の満了、解約、解除その他の理由により本契約が終了する場合、利用施設内に持ち込んだ利用者所有の物品一切を自己の費用をもって撤去するものとする。
 - (2) 契約終了と同時に利用者が明け渡しを履行しない場合は、株式会社長野銀行は任意に利用者の所有物品を処分することが出来る。

(3) 利用者は利用施設の明け渡しに際し、その事由、名目如何に拘らず移転料、立退料、営業権の権利金等一切の請求を株式会社長野銀行に対して行わないものとする。

(4) 利用者が本契約終了と同時に利用施設を明け渡さない場合は、利用者は本契約終了の翌日から明け渡し完了に至るまでの日数の賠償金（1日につき3万円（消費税別））および明け渡し遅延により株式会社長野銀行が被った損害を賠償しなければならない。

(5) 前号の定めに加え株式会社長野銀行の再三の要求にも拘らず利用者が明け渡しに応じない場合、株式会社長野銀行は利用者の本施設内への立ち入りを阻止できるものとする。この場合、利用者が被った被害については株式会社長野銀行は何等の責も負わない。

(6) 利用者は本施設住所を自己の本店住所および支店所在地として使用している場合はその使用を停止し、商業登記簿に記載の際は直ちに移転登記するものとする。

2 利用施設の損耗の度合いが通常の使用を逸脱するものであると認められる場合は、株式会社長野銀行、利用者双方協議の上、合理的な金額を決定し利用者がこれを負担する。

第11条（禁止事項）

利用者は次に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に書面による株式会社長野銀行の承諾を得たときはこの限りではない。

- (1) 理由の如何を問わず、利用施設を第三者に利用・専有させること
- (2) 利用施設内に他人を同居させること
- (3) 利用施設に利用者または第三者の在室名義を表示すること
- (4) 本施設または本建物内に汚物・爆破物・引火の恐れのあるもの・その他危険物を持ち込むこと
- (5) 本施設内または利用施設内に人を宿泊させまたは動物を飼育すること
- (6) 本施設内において、暴力団活動・宗教活動・風俗関係事業・公序良俗に反する事業およびそれらにかかわるいかなる活動を行うこと
- (7) 利用者の事業遂行にあたり法令違反となる行為
- (8) 本施設の品位を損なう行為
- (9) 本施設内の備品・付属品および調度品を含む改装・変更・専有をすること
- (10) 本施設および建物の他の利用者の迷惑または事業の妨げになると株式会社長野銀行が判断する行為
- (11) 株式会社長野銀行、他の利用者または第三者の知的財産権・肖像権・プライバシーの権利・名誉その他の権利または利益を侵害する行為
- (12) 株式会社長野銀行の事業の妨げになると株式会社長野銀行が判断する行為
- (13) 喫煙行為
- (14) 建物周辺・外壁および窓から垂れ幕・旗・館内ポスター・看板等の掲示をする行為
- (15) 電話を架設する行為
- (16) 長野銀行の承諾のない商業行為
- (17) 本施設住所を自己の本店住所および支店所在地とすること
- (18) 過剰な電力を消費すること
- (19) その他本施設規約およびながぎんコミュニティープラザご利用案内(以下、「利用案内という」)に違背する行為

第12条（施設の制限）

利用者は、次の行為をするときは、予め株式会社長野銀行の書面による承諾を得なければならない。また、係る行為に関する費用は全て利用者の負担とする。

- (1) 利用施設内に各種回線の設置・情報端末もしくは通信設備の接続を行うこと

(2) その他本施設利用規約および利用案内に定める承諾事項

第 13 条 (利用者の損害賠償義務)

利用者またはその代理人・使用人・請負人・訪問者・顧客その他利用者の関係者の故意または過失により、本施設もしくは建物またはそれらの諸造作もしくは諸設備を毀損した場合、あるいは株式会社長野銀行または他の利用者等の第三者の身体・財産に損害を与えた場合には、利用者は直ちにその旨を株式会社長野銀行に通知し、これによって生じた株式会社長野銀行の一切の損害を株式会社長野銀行に対して賠償しなければならない。

第 14 条 (免責)

株式会社長野銀行は、次の各号に定める事項により利用者が被った損害については何等の責も負わない。

- (1) 地震・洪水等の天災地変あるいは暴動・労働争議・その他の不可抗力により生じた損害
- (2) 株式会社長野銀行の故意・過失によらない火災・盗難・諸設備の故障に起因して生じた損害
- (3) 電気・水道・電話および電気通信設備の供給制限または停止
- (4) 本施設内のインターネット回線および LAN 回線の利用に起因して生じた利用者の被害
- (5) 株式会社長野銀行の提供するサービスを通じて生じた善意無過失による利用者の一切の損害
- (6) その他、株式会社長野銀行の責に帰す事の出来ない事由による場合

第 15 条 (商号・名称)

利用者は、利用申込書に記載された商号または名称は事前に株式会社長野銀行による合意を受けた商号・名称によってのみ、本施設を利用することが出来る。株式会社長野銀行は、かかる変更の項目がないにもかかわらず利用者の商号・名称が利用申込書と異なる場合、または報告された変更の内容が本施設の利用に不適切と株式会社長野銀行が判断した場合には、利用者に対し何等の催告を要せず本契約を解除することが出来る。

第 16 条 (商号・名称変更等)

利用者は本契約締結後、商号・名称・代表者・利用目的・商業登記事項およびその他、重要な変更があった場合には直ちにその旨を株式会社長野銀行に対し書面で通知しなければならない。

第 17 条 (立入権)

株式会社長野銀行または株式会社長野銀行の指定する者は、定期的な施設の利用状況の確認、ならびに本施設の保全・衛生・防犯等、本施設管理上の処置を講ずるため、利用施設へ立入ることが出来る。尚、株式会社長野銀行は予め利用者に対し利用施設への立入を通知するよう努めるものとする。

第 18 条 (守秘義務)

株式会社長野銀行および利用者は本契約および本契約履行に関して知り得た事項を、法律上または関係諸官庁により要求された場合を除き、相手方の同意を得ることなく第三者に開示してはならない。ただし、弁護士・会計士・税理士等、株式会社長野銀行または利用者が予め守秘義務契約を締結した第三者に対しては開示することができる。

第 19 条 （個人情報）

1 株式会社長野銀行は、本契約の履行に際して知り得た個人情報について、第三者に開示および登用の禁止または漏洩・滅失・毀損・改竄の防止、あるいは本契約を遂行する目的以外に利用されないように適切な処置をとる義務を負う。

2 株式会社長野銀行は利用者の個人情報を、本契約を遂行する目的および株式会社長野銀行の提供するサービスの向上目的のために限り使用できるものとする。

3 株式会社長野銀行は、利用者の個人情報を公務員・弁護士・会計士・税理士等、法律上守秘義務を負うものに対して開示する合理的の必要が生じた場合には、開示に先立ちその旨を利用者に報告するものとする。検索・差押等、法律上の強制力を伴う回答が義務付けられている開示であり開示に先立つ報告が行えなかった場合には、株式会社長野銀行は開示後直ちに利用者に報告をするものとする。

第 20 条 （将来計画）

将来、消防法等の改正・監督官公庁の行政指導その他の事由、または本施設の設備等に大幅な変更・増改築等を必要とする場合、利用者はその変更の際に協力をするものとする。

第 21 条 （裁判所管轄）

本契約から生ずる権利義務に関し、争いが生じたときは長野地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 22 条 （準拠法）

本契約については日本国法を準拠法とする。

第 23 条 （協議事項）

本契約に定めのない事項および疑義を生じた事項については、その都度株式会社長野銀行および利用者双方が誠意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

附則

この規約は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。